

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市向陽町二一八二番三地先 から同市岩岡町六五五番一地先 まで		区 間
八・二六〇 一一・三〇	八・〇四〇 八・二六	敷地の幅員 (メートル)
一四九・九〇		延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備考